

基本項目等検討小委員会協議報告について

平成 16 年 11 月 9 日

基本項目等検討小委員会

委員長 福光 哲夫

風連町・名寄市合併協議会基本項目等検討小委員会において調整を行った結果について下記のとおり報告する。

記

基本的協議項目 A - 3	新市の名称(平成 16 年 5 月 12 日協議開始)
協議結果	協議第 2 号のとおり小委員会として調整した

名寄市と希望する意見をもとに協議を行った。

事務所の位置、事務機構及び組織の取扱と密接な関連があり、慎重な取扱を行って調整方針を整えた。

基本的協議項目 A - 4	事務所の位置(平成 16 年 5 月 12 日協議開始)
協議結果	協議第 3 号のとおり小委員会として調整した

地方自治法第 4 条により事務所の位置を定める必要がある。地方自治法第 4 条第 2 項では、住民の利便性、交通の事情、他の官公署との関係を考慮し、位置を定めることを求めている。

両市町の庁舎を有効活用し、それぞれの庁舎には地域特性を考慮して市役所機能を分担して配置するとともに住民窓口のサービスは低下させないことを基本に協議を行った。

また、合併時には過渡的機構とならざるを得ないが、機能分担を基本とした協議経過と、地域が寂れることを危惧する住民感情に配慮も必要として、主な部を風連庁舎に 2 部、名寄庁舎に 3 部配置することで調整した。

合併特例法等に定める協議項目 B - 1	地域審議会及び地域自治組織等の取扱
協議結果	協議第 4 号のとおり小委員会として調整した

市町村の合併の特例等に関する法律を一部改正する法律により、合併特例区の設置が可能となったことに伴い、地域自治組織検討小委員会が新たに設置された。この協議結果を追認する形をとり、補完しなければならない部分について調整を行った。

合併特例法等に定める協議項目 B - 3	農業委員会委員の定数及び任期の取扱 (平成16年6月1日提案)
協議結果	協議第5号のとおり小委員会として調整した

農業委員会については、それぞれが行っている内容に若干の違いがある。両農業委員会の合意事項に基づいて協議し調整を行った。

合併特例法等に定める協議項目 B - 4	一般職の職員の身分の取扱 (平成16年7月29日提案)
協議結果	協議第6号のとおり小委員会として調整した

新設合併であることに伴い、関係市町の法人格が消滅するため、一般職の職員は身分を失うこととなるが、合併特例法により職員の身分は引き継ぐ取り決めを行う協議が求められている。このため、合併時に職員の身分に不利益や不均衡が生じないような協議を行った。

なお合併後、新市職員の定員適正化を計画に基づいて進めることを求める意見があった。

合併特例法等に定める協議項目 B - 5	一部事務組合等の取扱 (平成16年9月13日提案)
協議結果	協議第7号のとおり小委員会として調整した

一部事務組合にあっては、新設合併の場合全ての関係市町村の法人格が消滅するため、廃止、脱退、再加入、規約の変更等、合併時における取扱について調整しておく必要がある。

また、市と町の合併であるため、再加入する場合に一部加入先の調整が必要であり必要な協議を行った。

合併特例法等に定める協議項目 B - 6	地方税の取扱 (平成16年7月29日提案)
協議結果	協議第8号のとおり小委員会として調整した

課税している税率や納期に違いがあり、調整・統一を行うための協議を行った。税収入は自主財源として市民サービスを支える根幹であることから、より慎重な協議を積み重ねた。

その他必要な協議項目 C - 1	特別職の身分の取扱 (平成16年7月15日提案)
協議結果	協議第9号のとおり小委員会として調整した

新設合併であり、関係市町の法人格が消滅するため、首長をはじめ、各種審議会委員等の特別職の身分は失われることとなる。このため、関係法令等に基づいて特別職の取扱いについて協議を行った。

その他必要な協議項目 C - 2	条例・規則等の取扱 (平成16年9月13日提案)
協議結果	協議第10号のとおり小委員会として調整した

上記と同じく新設合併により法人格が消滅するため、施行されていた全ての条例・規則はその効力を失うことになる。新市に適用される条例・規則を制定するにあたっての基本的方向性について協議を行った。

その他必要な協議項目 C - 3	事務機構及び組織の取扱 (平成16年9月13日提案)
協議結果	協議第11号のとおり小委員会として調整した

事務機構及び組織については、住民サービスを低下させないことを基本にしながら、両方の庁舎を活用し役所組織を分担する整備方針を協議した。

その他必要な協議項目 C - 4	町・字の区域及び名称の取扱 (平成16年9月13日提案)
協議結果	協議第12号のとおり小委員会として調整した

町、字の区域及び名称は、そこに暮らす住民にとって長年にわたって慣れ親しまれているものであり、合併によって住民生活に重大な影響を及ぼしたり、支障が生じないことを基本に調整を行った。

その他必要な協議項目 C - 5	慣行の取扱 (平成16年7月29日提案)
協議結果	協議第13号のとおり小委員会として調整した

慣行については、地域の特性や個性、住民生活に配慮しながら継続することを基本に新市においての取扱いについて調整を行った。

その他必要な協議項目 C - 6	国民健康保険事業の取扱 (平成 16 年 9 月 13 日提案)
協議結果	協議第 14 号のとおり小委員会として調整した

国民健康事業は、住民の疾病に対する扶助にとどまらず、病気の予防や健康づくりなど住民生活に深く関わっている。税額や給付内容に差があり、合併に際してはその一体化が必要となる。住民が安心して生活できるための重要な課題として調整を行った。

その他必要な協議項目 C - 7	介護保険事業の取扱 (平成 16 年 9 月 13 日提案)
協議結果	協議第 15 号のとおり小委員会として調整した

高齢者の福祉ニーズは多様化し、ますます介護サービスの需要は高まっている。介護保険は今の地域社会を支える重要な事業であり、合併後においても良質なサービスが提供できるような協議を行った。

その他必要な協議項目 C - 8	病院・診療所の取扱 (平成 16 年 10 月 19 日提案)
協議結果	協議第 16 号のとおり小委員会として調整した

医療機関の充実は、地域において住民が安心して暮らせる環境の重要な要素である。風連町国保診療所を単に地域医療施設として位置付けるだけでなく、地域の保健、福祉や介護事業と密接に連携し、地域医療の拠点施設である名寄市立総合病院との関係についても触れた。また、両施設が公立の医療機関であることを踏まえ、必要な手数料の統一を調整した。

その他必要な協議項目 C - 9	公共的団体等の取扱 (平成 16 年 9 月 28 日提案)
協議結果	協議第 17 号のとおり小委員会として調整した

公共的団体等は、市町村の合併に際して、その速やかな一体性の確保に資するため、総合調整を図る必要が求められる。また、市町村長は公共的団体等を指揮監督することができることとされていることから、できるだけ公共的団体等の統合がされるよう基本的考え方を協議した。

その他必要な協議項目 C - 10	使用料手数料の取扱 (平成16年11月8日提案)
協議結果	協議第18号のとおり小委員会として調整した

使用料、手数料等については、各々の市町で施設利用使用料、各種事務手数料があるが、同一あるいは同種のものでも料金に差異があるものが見られる。各種事務事業の取扱等で其他的に調整を行っているものを除き、新市における全体としての料金の取扱について基本的方向を調整した。

その他必要な協議項目 C - 11 C - 12	分担金・負担金の取扱、補助金・交付金の取扱 (平成16年9月28日提案)
協議結果	協議第19号のとおり小委員会として調整した

予算を執行する上では、負担金及び補助金として取扱を行っているため統合して協議した。団体の補助にかかるもの、事業にかかるものに区分して調整をおこなったが、それぞれの団体に人格があり、合併時の混乱を避けるため基本的方向性についてのみ調整することとした。

その他必要な協議項目 C - 13	公社・第三セクターの取扱 (平成16年10月19日提案)
協議結果	協議第20号のとおり小委員会として調整した

風連町や名寄市が出資している振興公社、また名寄市の土地開発公社を新市に引き継ぐための調整を行ったが、特に振興公社については厳しい地域経済情勢を踏まえた経営努力を求める意見があった。

その他必要な協議項目 C - 14	各種事務事業の取扱
協議結果	協議第21号のとおり小委員会として調整した

両市町において差異がある事務事業について協議を行った。住民生活に直接影響が及ぶ項目であり、慎重に協議を重ね別紙のとおり調整した。

特に、しらかばハイツが社会福祉事業団等へ移行する過程にあっては、当該職員の意向に十分配慮すること、新市においては官民それぞれが担うべき役割を明確にし、可能なものはNPOや民間等に移行すること。また、行政全般にわたり一層の行財政改革を求める意見が出された。